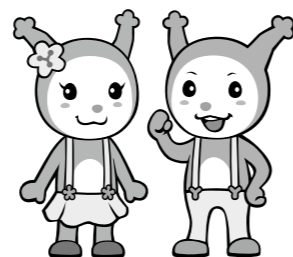


太陽光発電設備を所有している方へ

太陽光発電設備は、固定資産（償却資産）の申告が必要な場合があります。

設置者	発電量	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）※1		申告が必要です (課税対象)	申告は不要です (課税対象外)
個人（事業用）※2			申告が必要です (課税対象)
法人 ※3			

- ※1 家屋の屋根などに10kW以上の太陽光発電設備を設置して、発電量の全量または余剰分を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、償却資産として課税の対象となります。
- ※2 個人であっても事業用に使用している資産は、発電量や全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。
- ※3 事業用に使用している資産として、発電出力量や発電量、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。



☆過年度への遡及課税について☆

申告内容の修正や資産の申告漏れなどによる賦課決定については、申告があった年度だけではなく、資産を取得された翌年度までさかのぼることとなります（地方税法第17条の5第5項の規定による）。

●問い合わせ 税務課 ☎22-2215 FAX22-2247

人権とひびくす

「鴨島地区人権教育推進協議会の取り組み」

鴨島地区人権教育推進協議会の主な取り組みとして、各自治会ごとの班別話し合い活動や、鴨島地区人権フェスティバルでの各種団体（PTA・自治会・婦人会・天寿会・企業職域）による発表などが挙げられます。その他にも地域の皆さんの協力のもと、いろいろな活動を行ってきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年間は各種研修会も人権フェスティバルでの発表も実施することができませんでした。現在は行動制限もなくなり、新しい形での取り組みを模索し、昨年度、地区・団体の皆さんの協力を得て、「自治会合同人権問題研修会」を初めて開催することができました。SNSによる暴言や誹謗中傷による名誉毀損や侮辱が社会問題化していることを受け、「SNSによる

人権侵害」をテーマに話し合いを行いました。子どもたちが犯罪に巻き込まれないためには、日頃から親子や家族の対話やつながりが大切であると再確認させられる機会となりました。参加してくださった方々と膝を交えて語り合うことができ、地域のつながりの大切さを改めて感じることができました。

問い合わせ

鴨島地区人権教育推進協議会
(鴨島小学校内) ☎24-2237
☎22-1665
☎22-2229
FAX 22-2260

徳島県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

令和6年12月2日以降、後期高齢者医療制度の被保険者証の交付を終了し、代わりに「資格確認書」を交付します。

なお、既にお持ちの被保険者証は有効期限まで使用することができます。

医療機関などを受診する際には「被保険者証」、「資格確認書」、「マイナ保険証(被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード)」のいずれかを利用してください。



資格確認書が交付される方

令和6年12月2日以降に、以下のいずれかの要件を満たした方

- 新たに後期高齢者医療制度に加入される方
- 被保険者証の内容が変更となった方
- 被保険者証を紛失したなどの理由で再交付の申請をした方 など



※令和7年7月31日まではマイナ保険証をお持ちの方にも資格確認書を交付しますが、令和7年8月1日以降はマイナ保険証をお持ちの方には資格確認書を交付しません。

※今後、政省令などの公布により内容が変更になる場合があります。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	性別
生年月日	
資格取得年月日	
負担割合	
発効期日	
限度区分	
発効期日	
長期入院該当日	
特定疾病区分	
発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	徳島県 後期高齢者医療広域連合

見本

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

消費者ひろば

「住宅リフォームの訪問販売に注意を」

訪問販売での勧誘による屋根や壁の改修・塗装、床下の補強などの住宅リフォームに関するトラブルに気を付けましょう。無料点検と言って訪問してきた、異常・危険であるなど不安をおおって契約を勧め始める「点検商法」をはじめ、「工費が高額」、「必要の無い工事があつた」、「施工不良」などのトラブルが発生しています。「早く工事をしなくては危険」、「今日なら安くなる」などと契約を急かされる場合もありますが、その場で決めずに、工事をする場合は、契約前に、必ず複数の事業者から見積もりを取りましょう。

問い合わせ

市消費生活センター(市民生活課内)
☎36-1840
FAX 22-2245
☎188
消費者ホットライン

